

新潟市水道局受託補償工事契約等に係る事務費の算定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公共事業の施行において支障となる新潟市水道局が管理する水道施設の移設工事（以下「移設工事」という。）に係る補償費のうち、建設雑費及びその他通常要する経費（以下「事務費」という。）の算定について定めるものとする。

(事務費)

第2条 この要綱において事務費は、移設工事の設計積算業務及び工事の監督等に係る人件費並びに旅費、備消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、光熱水費その他当該工事の事務処理に伴い必要とする経費の合計をいう。

(事務費の算定)

第3条 事務費の額は、工事価格を次に掲げる額に区分してそれぞれの率を乗じて得た額の合計金額とする。

工事価格	事務費率
1,000万円以下の金額	10%
1,000万円を超え3,000万円以下の金額	8%
3,000万円を超え5,000万円以下の金額	7%
5,000万円を超え8,000万円以下の金額	6%
8,000万円を超える金額	4%

(1) 同表の工事価格は請負額とし、消費税及び地方消費税を除いた金額とする。

(2) 同表により算出した事務費に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(その他)

第4条 この要綱に定めのない事項若しくは疑義が生じたときは、新潟市水道事業管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

(受託(補償)工事契約等に係る事務費の算定要綱の廃止)

2 受託(補償)工事契約等に係る事務費の算定要綱(昭和59年6月1日制定)は、廃止する。